

○厚生労働省告示第五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第四百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示

（診療報酬の算定方法の一部改正）

第一条 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 (略) 第1章～第3章 (略) 第4章 経過措置 1～3 (略) 4 第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げるアルブミン(BCP改良法・BCG法)のうち、BCG法によるものは、<u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、算定できるものとする。 5・6 (略)</p>	<p>別表第一 医科診療報酬点数表 〔目次〕 (略) 第1章～第3章 (略) 第4章 経過措置 1～3 (略) 4 第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げるアルブミン(BCP改良法・BCG法)のうち、BCG法によるものは、<u>令和6年3月31日</u>までの間に限り、算定できるものとする。 5・6 (略)</p>

第二条 診療報酬の算定方法の一部を次のように改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。



附 則

この告示は、令和六年六月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定 令和六年四月一日

二 第二条による改正後の別表第一区分番号A101の注13のただし書、区分番号A106の注10のただし書、区分番号A207―3の注4のただし書、区分番号A214の注4のただし書、区分番号A304の注8のただし書及び区分番号A308―3の注5のただし書に係る規定 令和七年六月一日